

保育士配置基準改善とケア労働者の大幅な賃金引上げを求める意見書

感染症が多発する中でも保育施設では、子どもの命と健康を守り、発達を保障するために懸命に保育を続けている。長期化したコロナ禍で、あらためて保育現場の人手不足が浮き彫りになった。

コロナの収束後も、保育に携わる職員は、感染症のリスクがある中で、いのちを守る・預かる職場として緊張感の高い状態で働いている。職場でクラスターを出さないことはもちろん、家族間やプライベートでも感染しないよう24時間緊張状態で生活しているため、精神的にも負担が増している。保育所での痛ましい事故が世間を賑わせているが、原因が保育現場の人手不足にあると指摘する専門家も少なくない。保育士配置基準の改善は喫緊の課題である。

保育環境の改善を求める保護者、職員、地域住民の声は大きくなっており、いまこそ国が責任をもって改善を進めることが求められている。

また、異常な物価高騰が続く中で、現場に対する賃上げ施策が講じられていない。そのため、経営者は、2024年春闘での賃上げ要求には十分に応えられていない。大企業でのベースアップなどの動きが相次ぐ中、職員の賃金は全産業平均と比べ約7万円低くなっており、賃金格差がさらに広がることになる。2022年春から、ケア労働者の処遇改善事業が継続されるようになったが、対象が極めて限定的であるなどの根本的な問題は改善されておらず、全てのケア労働者の大幅賃上げを実現する制度にはなっていない。

以上のことから、次の事項について強く要望する。

- 1 保育士配置基準を改善すること。
- 2 処遇改善事業の改善について
 - (1) 賃金引上げに当たっては、月額4万円以上、時間給者については時間給250円以上の引上げにつながるように補助を行うこと。
 - (2) 公務・民間にかかわらず、現場で働く全ての労働者が処遇改善事業の対象となるようにすること。
 - (3) 国・自治体で働くケア労働者の賃上げが確実に行われるように具体的対策をとること。地方交付税と切り離して自治体の人件費財源を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年3月12日

甲 府 市 議 会

提出先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 総務大臣 財務大臣
厚生労働大臣 内閣府特命担当大臣（こども政策 少子化対策 若者活躍
男女共同参画）